

## 志學館大学研究資料等保存要項

### (趣 旨)

第1 この要項は、「志學館大学公正な研究推進要綱」第9条第2項に基づき、志學館大学（以下「本学」という。）の研究者（以下「研究者」という。）が本学における研究活動に伴い作成した資料、試料、装置等（以下「研究資料等」という。）の保存期間及び管理方法等に関し必要な事項を定める。

### (対 象)

第2 この要項の「研究資料等」とは、研究活動に伴い発生する又は使用するもので、研究者が当該研究活動の正当性等を証明するため、また研究不正の疑義が生じた場合、第三者による検証可能性を確保するために必要となる次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 文書（実験ノート等を含む）、数値データ、画像等（以下「資料」という。）
- (2) 実験試料、標本等（以下「試料」という。）
- (3) 装置

### (保存の責任)

第3 研究資料等の保存には、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。

- 2 研究者が転出や退職等の際は、学部長等に、自らの研究活動に関わる研究資料等のうち、保存すべきものの所在を報告するものとする。
- 3 研究者は、転出や退職等の後も、この要領に定める期間は、研究資料等を適切に保存しなければならない。

### (保存方法)

第4 研究資料等の保存方法等は、原則として次に掲げる方法による。

- (1) 実験・観察を含む研究活動にあっては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残さなければならない。実験ノートは、実験等の操作のログやデータ取得の条件等の情報を、後日の検証に役立ち、かつ事後の改変ができない形で作成しなければならない。
- (2) 資料、試料及び装置などは、後日の利用・検証に堪えられるよう適正な方法で保存しなければならない。

### (保存期間)

第5 研究資料等の保存期間は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 資料の場合は、原則として、当該論文等の発表から10年間
  - (2) 試料及び装置の場合は、原則として、当該論文等の発表から5年間
  - (3) 医療分野の研究、社会調査、個人データ、倫理上の配慮を必要とするもの等、その扱いについて法律、規則、ガイドライン等（以下「法律等」という。）で規定されているものは、当該法律等に従う。
  - (4) 特定の研究プロジェクトに関して、成果物等の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従う。ただし、前号に反する取り決め等は無効とする。
- 2 前項第1号及び2号の規定にかかわらず、保存が不可能若しくは著しく困難であるもの（不安定物質、実験自体で消費する試料等）又は保存のためのコストやスペースが膨大になるなど、社会通念上、やむを得ない理由がある場合は、できるかぎり前項に従うよう努めるものとする。

(開 示)

第6 研究者は、本学又は本学が指定した組織からの求めがあった場合、研究資料等を開示しなければならない。なお、退職等の後も、その責任を負うものとする。

附 則

この要項は、平成28年8月3日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年1月17日から施行する。